

4	前項の場合において、外国人である評価委員会の委員は、評価委員会の会務を総理し、評価委員会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、評価委員会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。
5	前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関する事項については、政令で定める。
6	各国立大学法人に、役員として、その長である学長（当該国立大学法人が設置する国立大学の全部について第四項に規定する大学総括理事を置く場合にあっては、理事長。次条第一項並びに第二十一条第二項第四号、第三項及び第五項を除き、以下同じ。）及び監事二人（二以上の国立大学を設置する国立大学法人にあっては、その設置する国立大学の数に一を加えた員数）を置く。
7	前項の規定により置く監事のうち少なくとも一人は、常勤としなければならない。
8	各国立大学法人に、役員として、それぞれ別表第一の第四欄に定める員数以内の理事を置く。
9	国立大学法人が二以上の国立大学を設置する場合その他その管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合には、第十二条第二項に規定する学長選考・監察会議の定めるところにより、当該国立大学法人に、その設置する国立大学の全部又は一部に係る学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十二条第三項に規定する職務（以下「大学の長としての職務」という。）を行ふ理事（以下「大学総括理事」という。）を置くことができる。
10	国立大学法人は、前項の規定により大学総括理事を置くこととするときは、文部科学大臣の承認を受けなければならない。
11	（役員の職務及び権限）
12	学長は、大学の長としての職務（大学総括理事を置く場合にあっては、当該大学総括理事の職務に係るものを除く。）を行うとともに、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。
13	理事長は、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。
14	学長は、次的事項について決定をしようとするときは、学長及び理事で構成する会議（第五号）において「役員会」という。の議を経なければならぬ。
15	中期目標についての意見（国立大学法人等が第三十条第三項の規定により文部科学大臣に対し意見を述べることをいう。以下同じ。）に関する事項
16	この法律により文部科学大臣の認可又は承認（第十三条の二第一項及び第十七条第七項の承認を除く。）を受けなければならない事項
17	予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
18	当該国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
19	その他役員会が定める重要な事項
20	理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して国立大学法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。
21	大学総括理事は、前項に規定する職務のほか、大学の長としての職務（第十二条第二項に規定する学長選考・監察会議の定めるところにより、当該大学総括理事が当該大学の長としての職務を行うものとされた国立大学に係るものに限る。）を行うとともに、学長の定めるところにより、国立大学法人を代表する。
22	監事は、国立大学法人の業務を監査する。この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
23	監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対しても事務及び事業の報告を求め、又は国立大学法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

8	監事は、国立大学法人がこの法律又は準用通則法の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。
9	監事は、その職務を行うため必要があるときは、国立大学法人の子法人（国立大学法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
10	前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
11	監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。
12	（学長等への報告義務）
13	第十二条の二 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるときは、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長（当該役員が学長である場合にあっては、学長及び次条第二項に規定する学長選考・監察会議）に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。
14	（役員の任命）
15	第十二条 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。
16	2 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもつて構成する会議（以下「学長選考・監察会議」という。）の選考により行うものとする。
17	一 第十二条第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営協議会において選出された者
18	二 第二十一条第二項第二号から第四号までに掲げる者の中から同条第一項に規定する教育研究評議会において選出された者
19	三 学長選考・監察会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
20	4 議長は、学長選考・監察会議を主宰する。
21	5 この条に定めるもののか、学長選考・監察会議の議事の手続その他学長選考・監察会議に関し必要な事項は、議長が学長選考・監察会議に諮つて定める。
22	6 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考・監察会議が定める基準により、行わなければならない。
23	7 国立大学法人は、第二項に規定する学長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考・監察会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならない。
24	8 監事は、文部科学大臣が任命する。
25	第十三条 理事（大学総括理事を除く。次項、第十五条第二項及び第十七条第六項において同じ。）は、前項第六項に規定する者の中から、学長が任命する。
26	2 学長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。
27	3 前項の承認は、国立大学法人の申出に基づいて行うものとする。
28	4 学長は、第一項の規定により大学総括理事を任命したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
29	5 第十四条 学長又は文部科学大臣は、それぞれ理事又は監事を任命するに当たっては、その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者（以下「学外者」という。）が含まれるようにならなければならない。

2	別表第一の各項の第四欄に定める理事の員数が四人以上である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人（学外者が学長に任命されているものを除く。）の理事の任命に関する前項の規定の適用については、同項中「含まれる」とあるのは、「三人以上含まれる」とする。
（役員の任期）	
第十五条	学長の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、学長選考・監察会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。ただし、大学総括理事の任期の末日は、当該大学総括理事を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。
2	理事の任期は、六年を超えない範囲内で、学長が定める。ただし、理事の任期の末日は、当該理事を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。
3	大学総括理事の任期は、六年を超えない範囲内において、学長選考・監察会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。ただし、大学総括理事の任期の末日は、当該大学総括理事を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。
4	監事の任期は、その任命後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する準用通則法第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の時までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の任期とする。
5	役員は、再任されることができる。この場合において、当該役員がその最初の任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者とみなす。
（役員の欠格条項）	
第十六条	政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。
2	前項の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定める者は、非常勤の理事又は監事となることができる。
（役員の解任等）	
第十七条	文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。
2	文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。
一	心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
二	職務上の義務違反があるとき。
3	前項に規定するもののほか、文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該国立大学法人の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認めるときは、その役員を解任することができる。
4	学長選考・監察会議は、第十一条の二の規定による報告を受けたとき、又は学長が前二項に規定する場合に該当するおそれがあると認めるときは、学長に対し、職務の執行の状況について報告を求めることがある。
5	第二項及び第三項の規定により文部科学大臣が行う学長の解任は、当該国立大学法人の学長選考・監察会議の申出により行うものとする。
6	学長は、第一項から第三項までの規定により理事を解任したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。
7	第二項及び第三項の規定により学長が行う大学総括理事の解任は、学長選考・監察会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て、行うものとする。
8	第十三条の二第二項及び第三項の規定は、第一項から第三項までの規定による大学総括理事の解任について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第十七条第七項」と読み替えるものとする。
（役員及び職員の秘密保持義務）	
第十八条	国立大学法人の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十九条 国立大学法人の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二目 経営協議会等

（経営協議会）

第二十条 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

一 学長

二 学長が指名する理事及び職員

三 当該国立大学法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの

前項各号に掲げる者のはか、大学総括理事を置く場合には、当該大学総括理事を委員とする。

経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

一 中期目標についての意見に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの

二 中期計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの

三 学則（国立大学法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

五 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

六 その他国立大学法人の経営に関する重要な事項

七 経営協議会に議長を置き、学長をもつて充てる。

議長は、経営協議会を主宰する。

（教育研究評議会）

第二十一条 国立大学法人に、当該国立大学法人が設置する国立大学ごとに当該国立大学の教育研究に関する重要な事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

二 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

一 学長

二 学長（当該国立大学に係る大学の長としての職務を行う大学総括理事）が指名する理事

三 学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者

四 その他教育研究評議会が定めるところにより学長（当該国立大学に係る大学の長としての職務を行う大学総括理事を置く場合にあっては、当該大学総括理事。次項及び第五項において同じ。）が指名する職員

三 前項各号に掲げる者のはか、当該国立大学に係る大学の長としての職務を行う大学総括理事を置く場合にあっては当該大学総括理事を、学校教育法第九十二条第二項の規定により副学長（同条第四項の規定により教育研究に関する重要な事項に関する校務をつかさどる者に限る。）を置く場合には当該副学長（当該副学長が一人以上の場合は、その副学長のうちから学長が指名する者）を評議員とする。

四 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。

一 中期目標についての意見に関する事項（前条第五項第一号に掲げる事項を除く。）

二 中期計画に関する事項（前条第五項第一号に掲げる事項を除く。）

三 学則（国立大学法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

- | | |
|----|--|
| 9 | 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。 |
| 8 | (機構長等への報告義務) |
| 7 | 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。 |
| 6 | 当該国立大学法人から委託を受けて、当該国立大学法人が保有する教育研究に係る施設、設備又は知的基盤(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第二十四条の四に規定する知的基盤をいう。以下この号、第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。)の管理及び当該施設、設備又は知的基盤の他の大学、研究機関その他の者による利用の促進に係る事業を実施する者に対し、出資を行うこと。 |
| 5 | 当該国立大学における研究の成果を活用する事業(第三十四条の二第一項に規定する事業を除く。)であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。 |
| 4 | 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資(次号に該当するものを除く。)を行うこと。 |
| 3 | 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十二条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。 |
| 2 | 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。 |
| 1 | (役員) |
| 1 | 第一款 役員及び職員 |
| 2 | 第二十一条 大学共同利用機関法人 |
| 3 | 第二十二条 各大学共同利用機関法人に、役員として、その長である機構長及び監事一人を置く。 |
| 4 | 第二十三条 前項の規定により置く監事のうち少なくとも一人は、常勤としなければならない。 |
| 5 | 第二十四条 各大学共同利用機関法人に、役員として、それぞれ別表第一の第四欄に定める員数以内の理事を置く。 |
| 6 | 第二十五条 機構長は、大学共同利用機関法人を代表し、その業務を總理する。 |
| 7 | 第二十六条 前項の規定により置く監事のうち少なくとも一人は、常勤としなければならない。 |
| 8 | 第二十七条 各大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営協議会を置く。 |
| 9 | 第二十八条 各大学共同利用機関法人の役員又は職員以外の者で大学共同利用機関法人の経営に関する重要な事項を有するもののうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて機構長が任命するもの |
| 10 | 第二十九条 各大学共同利用機関法人の業務を掌理し、機構長に事故があるときはその職務を代理し、機構長が欠員のときはその職務を行う。 |
| 11 | 第三十条 監事は、大学共同利用機関法人の業務を監査する。この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。 |
| 12 | 第三十一条 監事は、いつでも、役員(監事を除く。)及び職員に対しても事務及び事業の報告を求め、又は届出に係る書類及び報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。 |
| 13 | 第三十二条 監事は、その職務を行ふため必要があるときは、大学共同利用機関法人の子法人(大学共同利用機関法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。)に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 |
| 14 | 第三十三条 各大学共同利用機関法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 |
| 15 | 第三十四条 各大学共同利用機関法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 |
| 16 | 第三十五条 各大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関の教育研究に関する重要な事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。 |
| 17 | 第三十六条 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。 |
| 18 | 第三十七条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 19 | 第三十八条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 20 | 第三十九条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 21 | 第四十条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 22 | 第四十一条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 23 | 第四十二条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 24 | 第四十三条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 25 | 第四十四条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 26 | 第四十五条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 27 | 第四十六条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 28 | 第四十七条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 29 | 第四十八条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 30 | 第四十九条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 31 | 第五十条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 32 | 第五十一条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 33 | 第五十二条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 34 | 第五十三条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 35 | 第五十四条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 36 | 第五十五条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 37 | 第五十六条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 38 | 第五十七条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 39 | 第五十八条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 40 | 第五十九条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 41 | 第六十条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 42 | 第六十一条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 43 | 第六十二条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 44 | 第六十三条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 45 | 第六十四条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 46 | 第六十五条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 47 | 第六十六条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 48 | 第六十七条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 49 | 第六十八条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 50 | 第六十九条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 51 | 第七十条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 52 | 第七十一条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 53 | 第七十二条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 54 | 第七十三条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 55 | 第七十四条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 56 | 第七十五条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 57 | 第七十六条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 58 | 第七十七条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 59 | 第七十八条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 60 | 第七十九条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 61 | 第八十条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 62 | 第八十一条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 63 | 第八十二条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 64 | 第八十三条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 65 | 第八十四条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 66 | 第八十五条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 67 | 第八十六条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 68 | 第八十七条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 69 | 第八十八条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 70 | 第八十九条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 71 | 第九十条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 72 | 第九十一条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 73 | 第九十二条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 74 | 第九十三条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 75 | 第九十四条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 76 | 第九十五条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 77 | 第九十六条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 78 | 第九十七条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 79 | 第九十八条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 80 | 第九十九条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 81 | 第一百条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 82 | 第一百零一条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 83 | 第一百零二条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 84 | 第一百零三条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 85 | 第一百零四条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 86 | 第一百零五条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 87 | 第一百零六条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 88 | 第一百零七条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 89 | 第一百零八条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 90 | 第一百零九条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 91 | 第一百一十条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 92 | 第一百一十一条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 93 | 第一百一十二条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 94 | 第一百一十三条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 95 | 第一百一十四条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 96 | 第一百一十五条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 97 | 第一百一十六条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |
| 98 | 第一百一十七条 第二十九条第一項第五号及び第三十三条第四項において同じ。 |

係る学校教育法第二百九条第二項に規定する認証評価の結果を踏まえて当該評価を行いうよう要請するものとする。

評価委員会は、前項第一項の評価を行つたときは、遅滞なく、当該国立大学法人等（同項第一号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行つた場合には、「評価制度委員会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該国立大学法人等に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

評価委員会は、前項の規定による通知を行つたときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。

評価制度委員会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、評価委員会に対し、意見を述べることができる。この場合において、評価制度委員会は、遅滞なく、当該意見の内容を公表しなければならない。

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十一条の四 文部科学大臣は評価委員会が第三十一条の二第一項第一号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行つたときは、中期目標の期間の終了時までに、当該国立大学法人等の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他の組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、当該国立大学法人等に関し所要の措置を講ずるものとする。

文部科学大臣は、前項の規定による検討を行つては、評価委員会の意見を聽かなければならない。

文部科学大臣は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を評価制度委員会に通知するとともに、公表しなければならない。

評価制度委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、国立大学法人等の中期目標の期間の終了時までに、当該国立大学法人等の主要な事務及び事業の改廃に関し、文部科学大臣に勧告をすることができる。この場合において、評価制度委員会は、遅滞なく、当該勧告の内容を公表しなければならない。

評価制度委員会は、前項の勧告をしたときは、文部科学大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができる。

第四章 財務及び会計

（積立金の処分）

第三十二条 国立大学法人等は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る準用通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る第三十一条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第二十二条第一項又は第二十九条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2 国立大学法人等は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金及び債券）

第三十三条 国立大学法人等は、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備、設備の設置又は先端的な教育研究の用に供する知的基盤の開発若しくは整備に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は当該国立大学法人等の名称を冠する債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、国立大学法人等は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3 前二項の規定による債券の債権者は、当該債券を発行した国立大学法人等の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 国立大学法人等は、文部科学大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による長期借入金又は債券に關し必要な事項は、政令で定める。

（償還計画）

第三十三条の二 前条第一項又は第二項の規定により、長期借入金をし、又は債券を発行する国立大学法人等は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第三十三条の三 国立大学法人等は、第二十二条第一項又は第二十九条第一項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該国立大学法人等の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、当該国立大学法人等の所有に属する土地等であつて、当該業務のために現に使用されておらず、かつ、当面これらのために使用されることが予定されていらないものを貸し付けることができる。

（貸付計画の認可）

第三十三条の四 国立大学法人等は、文部科学省令で定めるところにより、当該国立大学法人等の所有に属する土地等の貸付けに関する計画（以下この条において「貸付計画」という。）を作成し、文部科学大臣に提出して、その認可を受けることができる。

1 貸付計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 貸付けを行うことが見込まれる土地等の所在地及び面積

二 前号の土地等の貸付けの際に指定することができる用途の範囲

三 第一号の土地等の貸付けの対価の算定方法及び使途

四 前二号に掲げるもののほか、第一号の土地等の貸付けに関する事務の実施の方法及び体制

五 その他の文部科学省令で定める事項

3 貸付計画には、次項各号のいずれにも適合していることを証する書類その他文部科学省令で定める書類を添付しなければならない。

4 文部科学大臣は、貸付計画が次の各号のいずれにも適合していると認める場合でなければ、第一項の認可をしてはならない。

一 第二項第一号の土地等が、当該国立大学法人等の第二十二条第一項又は第二十九条第一項に規定する業務のために現に使用されておらず、かつ、当面これらのために使用されることが予定されていらないものであること。

二 第二項第二号の用途の範囲が、第二十二条第一項又は第二十九条第一項に規定する業務の遂行に支障のないものであること。

三 第二項第三号の対価の算定方法が、貸付けを行う土地等の周辺地域の土地等の賃料の水準を参照することその他の適正な対価の算定方法として文部科学省令で定める基準に適合するこ

と。

四 第二項第三号の対価の使途が、当該国立大学法人等の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てることに限定されていること。

5	五 第二項第四号の方法及び体制が、土地等の貸付けに関する事務を適切に実施するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合すること。
6	第一項の認可を受けた国立大学法人等（以下この条において「認可国立大学法人等」という。）は、当該認可に係る貸付計画を変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
7	文部科学大臣は、認可国立大学法人等が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の認可を取り消すことができる。
8	一 第一項の認可に係る貸付計画（第五項の規定による変更の認可について準用する。第三項及び第四項の規定は、前項の規定による変更の認可について準用する。）は、当該認可に係る貸付計画（第五項の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもとの。以下この条において「認可計画」という。）が第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき。
9	二 第五項の認可を受けないで認可計画を変更したとき。
10	三 認可計画に定めるところに従つて土地等の貸付けを実施していないと認めるとき。
11	四 認可国立大学法人等は、認可計画に定めるところに従つて土地等の貸付けを行ふ場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。この場合においては、前条の認可を受けることを要しない。
12	五 第二項第四号の方法及び体制が、土地等の貸付けを実施していないと認めるとき。
13	六 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。
14	五 文部科学大臣は、指定国立大学法人について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定国立大学法人について指定を取り消すものとする。
15	六 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。
16	（研究成果を活用する事業者への出資）
17	第三十四条の二 指定国立大学法人は、第二十二条第一項各号に掲げる業務のほか、当該指定国立大学法人における技術に関する研究の成果の提供を受けて商品を開発し、若しくは生産し、又は役務を開発し、若しくは提供する事業を実施する者に対し、出資を行うことができる。
18	二 指定国立大学法人は、前項に規定する業務を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
19	三 指定国立大学法人が第一項に規定する業務を行う場合における当該指定国立大学法人に関する第三十二条第一項、第三十三条の三及び第三十三条の四第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「又は第二十九条第一項」とあるのは、「及び第三十四条の二第一項」とする。
20	（中期目標に関する特例）
21	第三十四条の三 文部科学大臣は、第三十条第一項の規定により、指定国立大学法人の中期目標を定め、又はこれを変更するに当たつては、世界最高水準の教育研究活動を行う外国の大学の業務運営の状況を踏まえなければならない。
22	（余裕金の運用の認定の特例）
23	第三十四条の四 指定国立大学法人は、第三十三条の五第二項の規定にかかるわらず、同条第一項の認定を受けることなく同条第二項に規定する運用を行うことができる。
24	（役職員の報酬、給与等の特例等）
25	第三十四条の五 指定国立大学法人に関する準用通則法第五十条の二第三項及び第五十条の十第三項の規定の適用については、準用通則法第五十条の二第三項中「実績」とあるのは「実績並びに役員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とする業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性」と、準用通則法第五十条の十第三項中「並びに職員」とあるのは「職員」と、「雇用形態」とあるのは「雇用形態並びに専ら教育研究に従事する職員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性」とする。
26	二 前項に規定するもののほか、指定国立大学法人の専ら教育研究に従事する職員の給与その他の処遇については、当該職員が行う教育研究の内容及び成果についての国際的評価を勘案して行うものとする。
27	（二以上の国立大学を設置する国立大学法人に関する特例）
28	第三十四条の六 文部科学大臣は、二以上の国立大学を設置する国立大学法人が設置する国立大学のうち、当該国立大学に係る教育研究上の実績及び管理運営体制並びに当該国立大学を設置する国立大学法人の財務基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものと、当該国立大学法人の申請により、指定国立大学として指定することができる。
29	二 第三十四条第二項から第五項までの規定は前項の規定による指定について、第三十四条の二から前項までの規定は指定国立大学を設置する国立大学法人について、それぞれ準用する。この場合において、第三十四条第四項及び前条第二項中「指定国立大学法人」とあるのは「指定国立大学」と、第三十四条の二第一項中「当該指定国立大学法人」とあるのは「当該指定国立大学」と読み替えるものとする。
30	（第六章 雜則）
31	（違法行為等の是正）
32	第三十五条 文部科学大臣は、国立大学法人等又はその役員等（役員及び運営方針委員をいう。第三十九条及び第四十条第一項において同じ。）若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律若ければならない。

2 しくは他の法令に違反する行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該国立大学法人等に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

3 国立大学法人等は、前項の規定による文部科学大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為のは是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を文部科学大臣に報告しなければならない。

第六条 附則第四条の規定により附則別表の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員が同表の下欄に掲げる国立大学法人等の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

2 各国立大学法人等は、前項の規定の適用を受けた当該国立大学法人等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を当該国立大学法人等の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 国立大学法人等の成立の日の前日に旧機関の職員として在職する者が、附則第四条の規定により引き続いて国立大学法人等の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4 各国立大学法人等は、国立大学法人等の成立の日の前日に旧機関の職員として在職し、附則第四条の規定により引き続いて附則別表の下欄に掲げる国立大学法人等の職員となつた者のうち国立大学法人等の成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第六十号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該国立大学法人等を退職したものであって、その退職した日まで旧機関の職員として在職したものとされたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

2 第十一条第九項に規定する国立大学法人の子法人又は第二十五条第七項に規定する大学共同利用機関法人の子法人の役員が第十一項若しくは第二十五条第七項又は準用通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

第四十一条 第八条の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

第二条 削除

（国立大学法人等の成立）

第三条 別表第一に規定する国立大学法人及び別表第二に規定する大学共同利用機関法人は、準用通則法第十七条の規定にかかるわらず、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第二百七号。以下「整備法」という。）第二条の規定の施行の時に成立する。

2 前項の規定により成立した国立大学法人等は、準用通則法第十六条の規定にかかるわらず、国立大学法人等の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。

（職員の引継ぎ等）

第四条 国立大学法人等の成立の際現に附則別表の上欄に掲げる機関の職員である者（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）附則第二条又は独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）附則第二条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人海洋研究開発機構の職員となるものとされた者を除く。）は、別に辞令を發せられない限り、国立大学法人等の成立の日において、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学法人等の職員となるものとする。

第五条 前条の規定により各国立大学法人等の職員となつた者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、各国立大学法人等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

3 前項に規定する財産のうち、土地について、国立大学法人等が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（附則第十二条第一項において「機構」という。）に納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。

4 文部科学大臣は、前項の規定により基準を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

5 第二項の財産の価額は、国立大学法人等の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第十一条 国立大学法人等の成立の際、旧特別会計法第十七条の規定に基づき文部科学大臣から旧機関の長に交付され、その經理を委任された金額に残余があるときは、その残余に相当する額は、

国立大学法人等の成立の日において各国立大学法人等に奨学を目的として寄附されたものとする。この場合において、当該寄附金の経理に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第十二条 削除 (機構の債務の負担等)

文部科学大臣が定める国立大学法人は、機構に対し、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法附則第十三条第一項第一号に規定する承継債務（第三項において単に「承継債務」という。）のうち、当該国立大学法人の施設及び設備の整備に要した部分として文部科学大臣が定める債務に相当する額の債務を負担する。

文部科学大臣は、前項の規定により債務を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第一項の規定により債務を負担することとされた国立大学法人は、文部科学大臣が定めるところにより、承継債務を保証するものとする。

第一項の規定により負担する債務の償還、当該債務に係る利子の支払その他の同項の規定による債務の負担及び前項の規定により行う債務の保証に関し必要な事項は、政令で定める。

前項の債務の償還及び当該債務に係る利子の支払については、第三十三条第二項に規定する長期借入金又は債券の発行による収入をもって充ててはならない。

(国有財産の無償使用)

國は、国立大学法人等の成立の際現に各旧機関の職員の住居の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、各国立大学法人等の用に供するため、当該国立大学法人等に無償で使用させることができる。

國は、當分の間、国立大学法人等に対し、その施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合における第三十五条の二の規定の適用については、同条の表第四十五条第四項の項中「第三十二条第一項又は第二項」とあるのは、「第三十三条第一項若しくは第二項又は附則第十四条第一項」とする。

前項の國の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

國は、第一項の規定により国立大学法人等に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

国立大学法人等が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われるものとみなす。

（旧設置法に規定する大学等に関する経過措置）

第十五条 附則別表の上欄に掲げる大学は、国立大学法人の成立の時において、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学法人が第四条第二項の規定により設置する別表第一の第二欄に掲げる国立大学となるものとする。

（旧設置法（整備法第二条の規定による廃止前の国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号））をいう。附則別表において同じ。）第九条に規定する国立久里浜養護学校は、国立大学法人

筑波大学の成立の時において、国立大学法人筑波大学が第四条第二項の規定により設置する筑波大学に附属して設置される養護学校となるものとする。

第十六条 及び第十七条 削除 (不動産に関する登記)

第十八条 削除 (最初の教育研究評議会の評議員)

各国立大学法人等が附則第九条第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

（国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置）

国立大学法人等の成立の際現に係属している国立大学法人等が行う第二十二条第一項又是第二十九条第一項に規定する業務に関する訴訟事件又は非訟事件であつて各国立大学法人等が受け継ぐものについては、政令で定めるところにより、当該国立大学法人等を国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）に規定する国又は行政庁とみなし、同法の規定を適用する。

（最初の教育研究評議会の評議員）

国立大学法人等の成立後の最初の第二十二条第一項及び第二十八条第一項に規定する教育研究評議会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める評議員で組織するものとする。

一 国立大学法人の教育研究評議会 第二十二条第二項第一号及び第二号に掲げる者

二 大学共同利用機関法人の教育研究評議会 第二十八条第二項第一号から第三号までに掲げる者

第二十二条 削除 (政令への委任)

附則第四条から第六条まで、第九条、第十条、第十二条から第十五条まで及び第十八条から第二十条までに定めるもののか、国立大学法人等の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

（国立大学法人の納付金等）

附則第四条から第六条まで、第九条、第十条、第十二条から第十五条まで及び第十八条から第二十条までに定めるもののか、国立大学法人等の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

（国立大学法人の納付金等）

文部科学大臣が定める国立大学法人は、平成二十四年度の一般会計補正予算（第一号）により政府から当該国立大学法人に対し出資されている金額その他政令で定める金額のうち当該国立大学法人が第二十二条第一項第九号に掲げる業務を円滑に遂行する上で必要ないと認められるものに相当する金額として文部科学大臣が定める金額を、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。

文部科学大臣は、前項の規定により同項に規定する国立大学法人が国庫に納付すべき金額を定めようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

第一項に規定する国立大学法人が同項の規定による国庫への納付をした場合には、当該国立大学法人の資本金のうち当該納付に係る金額については、当該国立大学法人に対する政府からの出資はなかったものとし、当該国立大学法人は、その額により資本金を減少するものとする。

（特定国立大学法人及び準特定国立大学法人に関する経過措置）

第一項に規定する国立大学法人が同項の規定による国庫への納付をした場合には、当該国立大学法人の資本金のうち当該納付に係る金額については、当該国立大学法人に対する政府からの出資はなかったものとし、当該国立大学法人は、その額により資本金を減少するものとする。

（第一号の中期目標についての意見） 同項第四号の規定は、第二十二条の二の規定による指定又は第二十二条第一項の九第三項において準用する場合を含む。（以下この条において同じ。）の規定は、第二十二条の二の規定による指定又は第二十二条第一項の承認の第一号以後に当該指定又は承認を受けた国立大学法人が行う中期目標意見等（第二十二条第一項の財務諸表の作成）同項第四号の予算に同項第五号の事業報告書及び決算報告書の作成をい

う。）に関する事項について適用する。この場合において、当該指定又は承認の日を含む中期目標の期間における第二十二条の六第二項（第二十二条の九第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、第二十二条の六第二項中「運営方針事項」とあるのは、「運営方針事項（第十二条第三項の規定の適用を受けた中期目標意見等（附則第二

十四条に規定する中期目標意見等をいう。以下この項において同じ。)に關する事項にあつては、は、第十三条第三項の規定により同項に規定する役員会の議を経た中期目標意見等)とする。

附則別表(附則第四条、附則第六条、附則第十五条関係)

機関	旧設置法第三条第一項の表に掲げる北海道大学	国立大学法人等	旧設置法第三条第一項の表に掲げる山梨大学	国立大学法人山梨大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる北海道教育大学	国立大学法人北海道教育大学	旧設置法第三条第一項の表に掲げる信州大学	国立大学法人信州大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる室蘭工業大学	国立大学法人室蘭工業大学	旧設置法第三条第一項の表に掲げる岐阜大学	国立大学法人岐阜大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる小樽商科大学	国立大学法人小樽商科大学	旧設置法第三条第一項の表に掲げる静岡大学	国立大学法人静岡大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる帯広畜産大学	国立大学法人帯広畜産大学	旧設置法第三条第一項の表に掲げる浜松医科大学	国立大学法人浜松医科大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる旭川医科大学	国立大学法人旭川医科大学	旧設置法第三条第一項の表に掲げる名古屋大学	国立大学法人名古屋大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる北見工業大学	国立大学法人北見工業大学	旧設置法第三条第一項の表に掲げる愛知教育大学	国立大学法人愛知教育大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる弘前大学	国立大学法人弘前大学	旧設置法第三条第一項の表に掲げる名古屋工業大学	国立大学法人名古屋工業大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる岩手大学	国立大学法人岩手大学	旧設置法第三条第一項の表に掲げる豊橋技術科学大学	国立大学法人豊橋技術科学大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる東北大	国立大学法人東北大	旧設置法第三条第一項の表に掲げる三重大学	国立大学法人三重大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる宮城教育大学	国立大学法人宮城教育大学	旧設置法第三条第一項の表に掲げる滋賀大学	国立大学法人滋賀大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる秋田大学	国立大学法人秋田大学	旧設置法第三条第一項の表に掲げる滋賀医科大学	国立大学法人滋賀医科大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる山形大学	国立大学法人山形大学	旧設置法第三条第一項の表に掲げる京都大学	国立大学法人京都大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる福島大学	国立大学法人福島大学	旧設置法第三条第一項の表に掲げる京都教育大学	国立大学法人京都教育大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる茨城大学	国立大学法人茨城大学	旧設置法第三条第一項の表に掲げる滋賀工業織維大学	国立大学法人滋賀工業織維大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる筑波大学及び旧設置法第九条に規定する国立久里浜養護学校	国立大学法人筑波大学	旧設置法第三条第一項の表に掲げる大阪大学	国立大学法人大阪大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる群馬大学	国立大学法人宇都宮大学	旧設置法第三条第一項の表に掲げる大阪外国语大学	国立大学法人大阪外国语大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる埼玉大学	国立大学法人埼玉大学	旧設置法第三条第一項の表に掲げる京都教育大学	国立大学法人京都教育大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる千葉大学	国立大学法人千葉大学	旧設置法第三条第一項の表に掲げる奈良女子大学	国立大学法人奈良女子大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる東京大学	国立大学法人東京大学	旧設置法第三条第一項の表に掲げる和歌山大学	国立大学法人和歌山大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる東京医科歯科大学	国立大学法人東京医科歯科大学	旧設置法第三条第一項の表に掲げる和歌山大学	国立大学法人神戸大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる東京外国语大学	国立大学法人東京外国语大学	旧設置法第三条第一項の表に掲げる奈良教育大学	国立大学法人大阪外国语大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる東京学芸大学	国立大学法人東京学芸大学	旧設置法第三条第一項の表に掲げる奈良女子大学	国立大学法人奈良女子大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる東京農工大学	国立大学法人東京農工大学	旧設置法第三条第一項の表に掲げる和歌山大学	国立大学法人奈良女子大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる東京芸術大学	国立大学法人東京芸術大学	旧設置法第三条第一項の表に掲げる和歌山大学	国立大学法人奈良女子大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる東京工業大学	国立大学法人東京工業大学	旧設置法第三条第一項の表に掲げる和歌山大学	国立大学法人奈良女子大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる東京海洋大学	国立大学法人東京海洋大学	旧設置法第三条第一項の表に掲げる和歌山大学	国立大学法人奈良女子大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる横浜国大	国立大学法人横浜国大	旧設置法第三条第一項の表に掲げる和歌山大学	国立大学法人奈良女子大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げるお茶の水女子大学	国立大学法人お茶の水女子大学	旧設置法第三条第一項の表に掲げる和歌山大学	国立大学法人奈良女子大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる新潟大学	国立大学法人新潟大学	旧設置法第三条第一項の表に掲げる和歌山大学	国立大学法人奈良女子大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる長岡技术科学大学	国立大学法人長岡技术科学大学	旧設置法第三条第一項の表に掲げる和歌山大学	国立大学法人奈良女子大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる上越教育大学	国立大学法人上越教育大学	旧設置法第三条第一項の表に掲げる和歌山大学	国立大学法人奈良女子大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる横浜国大	国立大学法人横浜国大	旧設置法第三条第一項の表に掲げる和歌山大学	国立大学法人奈良女子大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる新潟大学	国立大学法人新潟大学	旧設置法第三条第一項の表に掲げる和歌山大学	国立大学法人奈良女子大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる電気通信大学	国立大学法人電気通信大学	旧設置法第三条第一項の表に掲げる和歌山大学	国立大学法人奈良女子大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる一橋大学	国立大学法人一橋大学	旧設置法第三条第一項の表に掲げる和歌山大学	国立大学法人奈良女子大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる横浜国大	国立大学法人横浜国大	旧設置法第三条第一項の表に掲げる和歌山大学	国立大学法人奈良女子大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる鹿児島大学	国立大学法人鹿児島大学	旧設置法第三条第一項の表に掲げる和歌山大学	国立大学法人奈良女子大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる金沢大学	国立大学法人金沢大学	旧設置法第三条第一項の表に掲げる和歌山大学	国立大学法人奈良女子大学
	旧設置法第三条第一項の表に掲げる福井大学	国立大学法人福井大学	旧設置法第三条第一項の表に掲げる和歌山大学	国立大学法人奈良女子大学

旧設置法第三条の三第一項に規定する総合研究大学院大学	国立大学法人総合研究大学院大学
旧設置法第三条の三第一項に規定する政策研究大学院大学	国立大学法人政策研究大学院大学
旧設置法第三条の三第一項に規定する北陸先端科学技術大学院	国立大学法人北陸先端科学技術大学院
旧設置法第三条の三第一項に規定する奈良先端科学技術大学院	国立大学法人奈良先端科学技術大学院
旧設置法第三条の五第一項の表に掲げる筑波技術短期大学	国立大学法人筑波技術短期大学
旧設置法第三条の五第一項の表に掲げる高岡短期大学	国立大学法人高岡短期大学
旧設置法第九条の二第一項に規定する大学共同利用機関（以下「旧大学共同利用機関」という。）のうち、大学共同利用機関法	大学共同利用機関法人人間文化研究機構
人間文化研究機構の研究分野に関する研究を行う機関として政令で定めるもの	
旧大学共同利用機関のうち、大学共同利用機関法人自然科学研究機構の研究分野に関する研究を行う機関として政令で定めるもの	大学共同利用機関法人自然科学研究機構
旧大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
旧大学共同利用機関法人情報・システム研究機構	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構

附 則（平成一七年五月二十五日法律第四九号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第五条から第七条まで、第十一条、第十二条及び第十三条の規定は、公布の日から施行する。

（学長となるべき者の指名等に関する特例）

第二条 文部科学大臣は、この法律の公布の日の属する月の翌々月の初日において、現にこの法律による改正前の国立大学法人別表第一に規定する国立大学法人筑波技術短期大学（以下「旧筑波技術短期大学法人」という。）の学長である者を、同日において、この法律による改正後の國立大学法人別表第一に規定する國立大学法人筑波技術大学（以下「新筑波技術大学法人」とい

う。）の学長となるべき者として指名するものとする。ただし、当該指名の後に、指名された者以外の者が新たに旧筑波技術短期大学法人の学長となつたときは、当該指名された者に代えて、

当該学長を新筑波技術大学法人の学長となるべき者として指名するものとする。

第三条 第二条の規定する学長となるべき者の指名については、準用通則法（国立大学法人法第三十五条の規定により準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号））をいう。以下同じ。）第

十四条第三項の規定は、適用しない。

第四条 文部科学大臣は、この法律の公布の日の属する月の翌々月の初日において、この法律による改正前の國立大学法人別表第一に規定する國立大学法人筑波技術短期大学（以下「旧筑波技術短期大学法人」という。）が、當該学長を新筑波技術大学法人に任命されたものとされる学長の任期は、國立大学法人法第十五条第一項の規定

成立の時に学長に任命されたものとされる学長の任期は、國立大学法人法第十五条第一項の規定

にかかわらず、旧筑波技術短期大学法人の学長としての任期の残任期間と同一の期間とする。

第五条 文部科学大臣は、この法律の公布の日の属する月の翌々月の初日において、この法律による改

正前の國立大学法人別表第一に規定する國立大学法人富山大学、國立大学法人富山医科大学

及び國立大学法人高岡短期大学（以下「旧富山大学法人」、「旧富山医科大学」、「旧富山医科学大学法

程」という。）により、これらの國立大学法人にそれぞれ設けられた國立大学法人法第十二条第一項に規定する学長選考会議の委員の中からそれぞれの学長選考会議において選出された者で構成される会議（以下「合同学長選考会議」という。）において同条第七項に規定する者のうちか

ら選考された者を、合同学長選考会議の申出に基づき、この法律による改正後の國立大学法人法別表第一に規定する國立大学法人富山大学（以下「新富山大学法人」という。）の学長となるべき者として指名するものとする。ただし、当該指名の後に、当該指名された者が欠けた場合には、合同学長選考会議において國立大学法人法第十二条第七項に規定する者のうちから改めて選考された者を、合同学長選考会議の申出に基づき、当該指名された者に代えて、新富山大学法人の学長となるべき者として指名するものとする。

第六条 合同学長選考会議規程においては、次に掲げる内容を定めるものとする。

（一）合同学長選考会議を構成する者のうち、國立大学法人法第十二条第二項第一号に規定する委員の数は、合同学長選考会議の委員の総数の二分の一以上でなければならないこと。

（二）合同学長選考会議に議長を置き、委員の互選によつてこれを定めること。

（三）議長は、合同学長選考会議を主宰すること。

（四）前三号に定めるもののほか、合同学長選考会議の議事の手続その他合同学長選考会議に必要な事項は、議長が合同学長選考会議に諮つて定めること。

（五）（一）（二）（三）（四）の規定（國立大学法人筑波技術大学及び國立大学法人富山大学の成立）

第三条 新筑波技術大学法人及び新富山大学法人（以下「新國立大学法人」と総称する。）は、準用通則法第十七条及び國立大学法人法附則第三条第一項の規定にかかるわらず、新国際化現に新筑波技術大学法人の役員又は職員である者とみなす。

第二条 前項の規定により成立した新國立大学法人は、準用通則法第十六条の規定にかかるわらず、新国際化現に新筑波技術大学法人の役員又は監事に任命される場合に成立する。

第三条 前項の規定により成立した新國立大学法人は、準用通則法第十六条の規定にかかるわらず、新国際化現に新筑波技術大学法人の役員又は監事に任命される場合に成立する。

（六）（一）（二）（三）（四）の規定（國立大学法人の解散等）

第四条 旧筑波技術短期大学法人の理事又は監事であつた者（その最初の任命の際現に旧筑波技術短期大学法人の役員又は職員でなかつた者を除く。）が、引き続き新筑波技術大学法人の理事又は監事に任命される場合に新筑波技術大学法人の役員又は職員である者とみなす。

第五条 旧富山大学法人、旧富山医科大学法人及び旧高岡短期大学法人（以下「旧富山大学法人等」と総称する。）の理事又は監事であつた者（その最初の任命の際現に旧富山大学法人等の役員又は職員でなかつた者を除く。）が、引き続き新富山大学法人の理事又は監事に任命される場合における國立大学法人法第十四条の規定の適用については、その任命の際現に新富山大学法人の役員又は職員である者とみなす。

（七）（一）（二）（三）（四）の規定（國立大学法人の解散等）

第六条 旧筑波技術短期大学法人及び旧富山大学法人等（以下「旧國立大学法人」と総称する。）は、新國立大学法人の成立の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において、旧筑波技術短期大学法人に係るものについては新筑波技術大学法人が、旧富山大学法人等に係るものにあっては新富山大学法人が、それぞれ承継する。

第七条 新國立大学法人の成立の際現に旧國立大学法人が有する権利のうち、新國立大学法人がその業務を確實に実施するために必要な資産以外の資産は、新國立大学法人の成立の時において国が承継する。

第八条 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他當該資産の国への承継に必要な事項は、政令で定める。

第九条 旧國立大学法人の平成十七年四月一日に始まる事業年度（以下「最終事業年度」という。）は、

それぞれ旧國立大学法人の最終事業年度における業務の実績については、旧筑波技術短期大学法人に係るものにあっては新筑波技術大学法人が、旧富山大学法人等に係るものにあっては新富山大学法人が、それぞれ準用通則法第三十二条第一項に規定する評価を受けるものとする。この場合にお

いて、同条第三項の規定による通知及び勧告は、それぞれ新筑波技術大学法人又は新富山大学法人に對してなされるものとする。

6 旧国立大学法人の最終事業年度に係る決算並びに準用通則法第三十八条に規定する財務諸表及び事業報告書の作成等については、旧筑波技術短期大学法人に係るものにあっては新筑波技術大学法人が、旧富山大学法人等に係るものにあっては新富山大学法人が、それぞれ行うものとする。

7 旧国立大学法人の最終事業年度における利益及び損失の処理については、旧筑波技術短期大学法人に係るものにあっては新筑波技術大学法人が、旧富山大学法人等に係るものにあっては新富山大学法人が、それぞれ行うものとする。

8 旧国立大学法人の積立金の処分は、旧国立大学法人の解散の日の前日において中期目標の期間が終了したものとして、旧筑波技術短期大学法人に係るものにあっては新筑波技術大学法人が、旧富山大学法人等に係るものにあっては新富山大学法人が、それぞれ行うものとする。

9 前三項の規定により新国立大学法人が行うものとされる旧国立大学法人の行つた事業に係る決算等の業務については新国立大学法人の行つた事業に係る決算等の業務とみなして、国立大学法人法第十二条、第二十条第四項、第三十二条、第三十六条及び第四十条並びに準用通則法第三十八条、第三十九条及び第四十四条（第一項ただし書、第三項及び第四項を除く。）の規定を適用する。この場合において、国立大学法人法第三十二条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「新国立大学法人（国立大学法人法の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十九号）附則第三条第一項に規定する新国立大学法人をいう。）の最初の」と、「当該次の」とあるのは「当該」と、準用通則法第三十八条第一項中「毎事業年度、」とあるのは「旧国立大学法人（国立大学法人法の一部を改正する法律附則第五条第一項に規定する旧国立大学法人をいう。以下同じ。）の最終事業年度（同条第四項に規定する最終事業年度をいう。以下同じ。）」と、「当該事業年度」とあるのは「当該最終事業年度」と、同条第二項中「当該事業年度」とあるのは「当該最終事業年度」と、準用通則法第四十四条第一項中「毎事業年度、」とあるのは「旧国立大学法人の最終事業年度の」と、同条第二項中「毎事業年度、」とあるのは「旧国立大学法人の最終事業年度の」と、前項の規定による積立金」とあるのは「最終事業年度より前の事業年度において旧国立大学法人が積み立てた積立金」とする。

10 国立大学法人法第七条第一項の規定にかかるわらず、第一項の規定により新筑波技術大学法人又は新富山大学法人が旧国立大学法人の権利及び義務を承継したときは、それぞれその承継に際し、新筑波技術大学法人又は新富山大学法人が承継する資産の価額（前項の規定により読み替えられた同法第三十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるとき、又は政府以外の者から旧国立大学法人に出えんされた金額があるときは、それぞれ当該金額に相当する金額の合計額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から新筑波技术大学法人又は新富山大学法人に前項に規定する資産のうち、土地については、新筑波技术大学法人又は新富山大学法人が当該

11 土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で国立大学法人法附則第九条第三項に規定する文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。第十項に規定する資産の価額は、新国立大学法人の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

12 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
13 第一項の規定により旧国立大学法人が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
第六条 前条第一項の規定により新筑波技术大学法人又は新富山大学法人が承継した国立大学法人法附則第十二条第一項の規定による貸付金に相当する金額は、同法附則第十四条第一項の規定により国から当該国立大学法人に対し無利子で貸し付けられたものとみなして、同条第四項及び第五項の規定を適用する。

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。（国有財産の無償使用）

第七条 国は、新国立大学法人の成立の際現に旧国立大学法人に使用されている国有財産であつて、政令で定めるものを、政令で定めるところにより、旧筑波技术短期大学法人に使用されい

るものにあつては新筑波技术大学法人の、旧富山大学法人等に使用されているものにあつては新富山大学法人の用に供するため、新国立大学法人に無償で使用させることができる。

2 国は、新国立大学法人の成立の際現に旧国立大学法人の職員の住居の用に供するた
産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、旧筑波技术短期大学法人の職員の住居の用に供されているものにあつては新筑波技术大学法人の職員の住居の、旧富山大学法人等の職員の住居の用に供されているものにあつては新富山大学法人の職員の住居の用に供するため、新国立大学法人に無償で使用させることができる。

（中期目標に関する特例）

第八条 新国立大学法人の最初の中期目標の期間については、国立大学法人法第三十条第一項中「六年間」とあるのは、「四年六月間」とする。

第九条 前条の中期目標に係る準用通則法第二十四条第一項に規定する評価については、新筑波技術大学法人にあつては旧筑波技术短期大学法人の解散の日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を、新富山大学法人にあつては旧富山大学法人等の解散の日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を、それぞれ考慮して行うものとする。
(旧国立大学法人が設置する大学等に関する経過措置)

第十条 新国立大学法人の成立の際現に旧筑波技术短期大学法人及び旧高岡短期大学法人がそれ設置する短期大学（第四項において「旧短期大学」という。）に在学する学生が存する場合は、当該学生が当該短期大学を卒業するため必要であった教育課程の履修を行うことができるようするため、短期大学として、新筑波技术大学法人にあつては筑波技术短期大学部を、新富山大学法人にあつては高岡短期大学部を、それぞれ設置する。

第十三条 第二項の場合における国立大学法人法第二十二条第一号の規定の適用については、同号中「国立大学」とあるのは、「国立大学（国立大学法人法の一部を改正する法律附則第十条第一項の規定により設置される短期大学を含む。以下この条において同じ。）」とする。

第十四条 旧短期大学は、新国立大学法人の成立の時において、旧筑波技术短期大学法人が設置する短期大学にあつては新筑波技术大学法人が短期大学として設置する筑波技术短期大学部に、旧高岡短期大学法人が設置する短期大学にあつては新富山大学法人が短期大学として設置する高岡短期大学部に、それぞれなるものとする。

第十五条 新国立大学法人の成立の際現に旧富山大学法人及び旧富山医科大学法人がそれぞれ設置する大学に在学する者は、当該大学を卒業するため又は当該大学の大学院の課程を修了するため必要であった教育課程の履修を、新富山大学法人が設置する大学において行うものとし、新富山大学法人が設置する大学は、そのため必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、新富山大学法人が設置する大学の定めるとところによる。
(旧国立大学法人の解散に伴う経過措置)

第十二条 旧国立大学法人について国立大学法人法（第十二条及び第十三条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、旧筑波技术短期大学法人に係るものにあつては新筑波技术大学法人についてした処分、手續その他の行為と、旧富山大学法人等に係るものにあつては新富山大学法人についてした処分、手續その他の行為と、それぞれみなす。

(政令への委任)

第十三条 附則第一条及び第四条から前条までに定めるものほか、新国立大学法人の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八八七号) 抄

(施行期日) 平成一八年六月二一日法律第八〇号

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二〇日法律第八九号)

(施行期日) 平成一九年二月二二日法律第一二〇号

この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、次条第四項並びに附則第三条第三項及び第四項、第四条並びに第七条の規定は、公布の日から施行する。

(大阪外国语大学法人の解散等)

第二条 国立大学法人大阪外国语大学（以下「大阪外国语大学法人」という。）は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において国立大学法人大阪大学（以下「大阪大学法人」という。）が承継する。

二 この法律の施行の際現に大阪外国语大学法人が有する権利のうち、大阪大学法人がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時において国が承継する。

三 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

四 大阪外国语大学法人の平成十九年四月一日に始まる事業年度（以下この条において「最終事業年度」という。）は、大阪外国语大学法人の解散の日の前日で終わるものとする。

五 大阪外国语大学法人の最終事業年度における業務の実績については、大阪大学法人が準用通則法（国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）をいう。以下この条において同じ。）第三十二条第一項に規定する評価を受けるものとする。

この場合において、同条第三項の規定による通知及び勧告は、大阪大学法人に対してなされるものとする。

六 大阪外国语大学法人の最終事業年度に係る準用通則法第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書（第十一項において「財務諸表等」という。）の作成等については、大阪大学法人が行うものとする。

七 大阪外国语大学法人の最終事業年度における利益及び損失の処理については、大阪大学法人が行うものとする。

八 大阪大学法人のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）を含む国立大学法人法第三十条第一項に規定する中期目標（以下この条において単に「中期目標」という。）の期間に係る準用通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表については、大阪外国语大学法人の施行日の前日を含む中期目標の期間に係る同条の事業報告書に記載すべき事項を含めて行うものとする。

九 大阪大学法人の施行日を含む中期目標の期間における業務の実績についての準用通則法第三十一条第一項に規定する評価については、大阪外国语大学法人の施行日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を考慮して行うものとする。

10 大阪外国语大学法人の積立金の処分は、施行日の前日において大阪外国语大学法人の中期目標の期間が終了したものとして、大阪大学法人が行うものとする。

11 第六項、第七項及び前項の規定により大阪外国语大学法人が行うものとされる大阪外国语大学法人の行つた事業に係る財務諸表等の作成等、利益及び損失の処理並びに積立金の処分の業務について

は大阪大学法人の行った事業に係るこれらの業務とみなして、国立大学法人法第十一条、第二十条第四項、第三十二条、第三十六条及び第四十条並びに準用通則法第三十八条、第三十九条及び第四十四条（第一項ただし書、第三項及び第四項を除く。）の規定を適用する。この場合において、国立大学法人法第三十二条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは、「国立大学法人の国立大学法人法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十九号）」の施行の日を「當該最終事業年度」とあるのは、「當該」と、準用通則法第三十八条第一項中「毎事業年度」とあるのは、「大阪外国语大学法人（国立大学法人法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十九号）附則第二条第一項に規定する大阪外国语大学法人をいう。以下同じ。）の最終事業年度（同条第四項に規定する最終事業年度をいう。以下同じ。）」と、「當該事業年度」とあるのは、「當該事業年度」と、同条第二項中「事業年度」とあるのは、「最終事業年度」と、準用通則法第四十四条第一項中「毎事業年度」とあるのは、「大阪外国语大学法人の最終事業年度の」と、同条第二項中「毎事業年度」とあるのは、「大阪外国语大学法人の最終事業年度」と、「前項の規定による積立金」とあるのは、「最終事業年度より前の事業年度において大阪外国语大学法人が積み立てた積立金」とする。

12 第一条の規定により大阪外国语大学法人が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（大阪大学法人への出資）

第三条 前条第一項の規定により大阪大学法人が大阪外国语大学法人の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、大阪大学法人が承継する資産の価額（同条第十一項の規定により読み替え適用される国立大学法人法第三十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、又は政府以外の者から大阪外国语大学法人に出资された金額があるときは、それぞれ当該金額に相当する金額の合計額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から大阪大学法人に対し授与機構に納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。この場合において、大阪大学法人は、その額により資本金を増加するものとする。

2 前項に規定する資産のうち、土地については、大阪大学法人が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で国立大学法人法附則第九条第三項に規定する文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。

3 第一条に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項に規定する資産のうち、土地については、大阪大学法人が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で国立大学法人法附則第九条第三項に規定する文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。

5 第一条に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

第四条 国は、この法律の施行の際現に大阪外国语大学法人の職員の住居の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、大阪大学法人の職員の住居の用に供するため、大阪大学法人に無償で使用させることができる。

（大阪外国语大学法人が設置する大学に関する経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に大阪外国语大学法人が設置する大学に在学する者は、当該大学を卒業するため又は当該大学の大学院の課程を修了するため必要であった教育課程の履修を、大阪大学法人が設置する大学において行うものとし、大阪大学法人が設置する大学は、そのために必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、大阪大学法人が設置する大学の定めるところによる。

（大阪大学法人の理事又は監事の任命に関する経過措置）

第六条 大阪外国语大学法人の役員であつた者（理事又は監事であつた者にあつては、その最初の任期の際現に大阪外国语大学法人の役員又は職員でなかつた者を除く。）が、引き続き大阪大学法人の理事又は監事に任命される場合における国立大学法人法第十四条の規定の適用について

2 は、その任命の際現に大阪大学法人の役員又は職員である者とみなす。

2 大阪大学法人の理事又は監事であつた者（その最初の任命の際現に大阪大学法人の役員又は職員でなかつた者であつて、かつ、施行日の前日に大阪外国语大学法人の役員であつた者（その最

初の任命の際現に大阪外国语大学法人の役員又は職員でなかつた者を除く。) 又は職員であつた者に限る。) が、引き続き大阪大学法人の理事又は監事である場合における国立大学法人法第十四条の規定の適用については、その任命の際現に大阪大学法人の役員又は職員である者とみなす。この場合において、同法第十五条第四項後段の規定は、適用しない。

第七条

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九六号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

第一条 附 則 (平成二二年五月二八日法律第三七号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 附 則 (平成二一年三月三一日法律第一八号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

第一条 附 則 (平成二二年五月二八日法律第三七号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

準用する新通則法第二十一条の五、第三十九条第一項から第四項まで及び第三十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

(処分等の効力)

この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく命令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

(附 則 (平成二六年六月二七日法律第八八号))

(施行期日) この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(附 則 (平成二七年五月二七日法律第二七号))

(施行期日) この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(附 則 (平成二八年五月一八日法律第三八号))

(施行期日) この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 文部科学大臣は、前項の申請があつた場合には、この法律の施行前においても、新法第三十四条の規定の例により、指定をすることができる。この場合において、当該指定は、この法律の施行の日にその効力を生ずる。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三十一年五月二三日法律第二六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年五月二十四日法律第一一號) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、第二条中国立大学法人法附則に一条を加える改正規定、第四条中独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第三条の改正規定及び同法第十六条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第四条第三項及び第四項、第九条、第十一条並びに第十二条の規定は、公布の日から施行する。

(学長となるべき者の指名等に関する特例)

第二条 第二条の規定による改正前の国立大学法人別表第一に規定する国立大学法人岐阜大学及び国立大学法人名古屋大学（以下それぞれ「岐阜大学法人」及び「名古屋大学法人」という。）が協議して定める規程（以下「合同学長選考会議規程」という。）により、これらの国立大学法人それぞれ設けられた学長選考会議（国立大学法人法第十二条第二項に規定する学長選考会議をいう。以下この項において同じ。）の委員の中からそれぞれの学長選考会議において選出された者で構成される会議（以下「合同学長選考会議」という。）を設けることができる。

2 文部科学大臣は、合同学長選考会議において国立大学法人法第十二条第七項に規定する者のうちから選考された者について、合同学長選考会議の申出があった場合には、その者を当該申出に基づき、第二条の規定による改正後の同法（以下「新国立大学法人法」という。）別表第一に規定する国立大学法人東海国立大学機構（以下「東海国立大学機構」という。）の学長（東海国立大学機構が設置する国立大学の全部について新国立大学法人法第十条第三項に規定する大学総括理事を置く場合にあっては、理事長。以下この条において同じ。）となるべき者として指名するものとする。ただし、当該指名された者が欠けた場合には、合同学長選考会議において當該指名された者を、合同学長選考会議の申出に基づき、当該指名された者に代えて、東海国立大学機構の学長となるべき者として指名するものとする。

3 前項の規定により指名された学長となるべき者は、この法律の施行の日（以下「施行日」といいう。）において、新国立大学法人法第十二条第七項に規定する者のうちから改めて選考されたものとすべき者として指名するものとする。

4 名古屋大学法人の学長の任期は、第二項の規定により東海国立大学機構の学長となるべき者が指名されたときは、国立大学法人法第十五条第一項の規定にかかるわらず、施行日の前に満了する。

5 合同学長選考会議は、施行日前においても、新国立大学法人法第十条第三項の規定の例により、東海国立大学機構に大学総括理事を置くことを定め、同条第四項の規定の例により、文部科学大臣の承認を受けることができる。

6 合同学長選考会議規程においては、次に掲げる内容を定めるものとする。

一 合同学長選考会議を構成する者のうち、国立大学法人法第十二条第二項第一号に規定する委員の数は、合同学長選考会議の委員の総数の二分の一以上でなければならないこと。

二 合同学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定めること。

三 議長は、合同学長選考会議を主宰すること。

四 前三号に定めるもののほか、合同学長選考会議の議事の手続その他合同学長選考会議に必要な事項は、議長が合同学長選考会議に諮つて定めること。

(岐阜大学法人の解散等)

第三条 岐阜大学法人は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において東海国立大学機構が承継する。

実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時において国が承継する。

前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関する事項は、政令で定める。

4 岐阜大学法人の平成三十一年四月一日に始まる事業年度（以下この条において「最終事業年度」という。）における業務の実績については、東海国立大学機構が国立大学法人法第三十一条の二第一項第二号に規定する評価を受けるものとする。この場合において、新国立大学法人法第三十一条の三第三項の規定による通知及び勧告は、東海国立大学機構に対してされるものとする。

5 岐阜大学法人の最終事業年度に係る準用通則法（新国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号））をいう。第十項において同じ。）第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書、決算報告書（同項において「財務諸表等」という。）の作成等については、東海国立大学機構が行うものとする。

6 岐阜大学法人の最終事業年度における利益及び損失の処理については、東海国立大学機構が行うものとする。

7 東海国立大学機構の施行日を含む国立大学法人法第三十条第一項に規定する中期目標（以下この条において単に「中期目標」という。）の期間に係る同法第三十二条の二第二項の規定による報告書の提出及び同条第三項の規定による公表については、岐阜大学法人の施行日の前日を含む中期目標の期間に係る同条第二項の報告書に記載すべき事項を含めて行うものとする。

8 東海国立大学機構の施行日を含む中期目標の期間における業務の実績についての国立大学法人法第三十二条の二第一項に規定する評価（同項第二号及び第三号に掲げる事業年度に係るものに限る。）については、岐阜大学法人の施行日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を考慮して行うものとする。

9 岐阜大学法人の積立金の処分は、施行日の前日において岐阜大学法人の中期目標の期間が終了したものとして、東海国立大学機構が行うものとする。

10 第五項、第六項及び前項の規定により東海国立大学機構が行うものとされる岐阜大学法人の行った事業に係る財務諸表等の作成等、利益及び損失の処理並びに積立金の処分の業務については、新国立大学法人法第十二条、第二十条第五項、第三十二条、第三十六条及び第四十条並びに準用通則法第三十九条及び第四十四条（第一項ただし書、第三項及び第四項を除く。）の規定を適用する。この場合において、新国立大学法人法第三十二条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは、「国立大学法人東海国立大学機構の学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第十一号）」の施行の日を含む」と、「当該次の」とあるのは、「当該」と、準用通則法第三十八条第一項中「毎事業年度」とあるのは、「岐阜大学法人（学校教育法等）の一部を改正する法律（令和元年法律第十一号）附則第二条第一項に規定する岐阜大学法人をいう。以下同じ。）の最終事業年度（同法附則第三条第四項に規定する最終事業年度をいう。以下同じ。）」と、「当該事業年度」とあるのは、「当該最終事業年度」と、同条第二項中「事業年度」とあるのは、「最終事業年度」と、準用通則法第四十四条第一項中「毎事業年度」とあるのは、「岐阜大学法人の最終事業年度の」と、同条第二項中「毎事業年度」とあるのは、「岐阜大学法人の最終事業年度の」と、「前項の規定による積立金」とあるのは、「最終事業年度より前の事業年度において岐阜大学法人が積み立てた積立金」とする。

11 第一項の規定により岐阜大学法人が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(東海国立大学機構への出資)

第四条 前条第一項の規定により東海国立大学機構が岐阜大学法人の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、東海国立大学機構が承継する資産の価額（同条第十項の規定により読み替えられて適用される新国立大学法人法第三十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるとき、又は政府以外の者から岐阜大学法人に出そなされた金額があるときは、それぞれ当該金額に相当する金額の合計額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から東海国立大学機構に対し出資されたものとする。この場合において、東海国立大学機構は、その額により資本金を増加するものとする。

2 前項に規定する資産のうち、土地については、東海国立大学機構が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で国立大学法人法附則第九条第三項に規定する文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に納すべき旨の条件を付して出資されたものとする。

3 第一項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(岐阜大学法人が設置する大学に関する経過措置)

第五条 岐阜大学法人が設置する岐阜大学は、この法律の施行の時において、東海国立大学機構が設置する岐阜大学となるものとする。

(名古屋大学法人に関する経過措置)

第六条 名古屋大学法人は、この法律の施行の時において、東海国立大学機構となるものとする。

第七条 施行日の前日において名古屋大学法人が国立大学法人法第三十四条の四に規定する指定国立大学法人として指定されているときは、東海国立大学機構が設置する名古屋大学は、施行日ににおいて新国立大学法人法第三十四条の九第一項に規定する指定国立大学として指定されたものとみなす。

(東海国立大学機構の理事又は監事の任命に関する経過措置)

第八条 岐阜大学法人の役員であつた者（理事又は監事であつた者にあつては、その最初の任命の際現に岐阜大学法人の役員又は職員でなかつた者を除く。）が、引き続き東海国立大学機構の理事又は監事に任命される場合における新国立大学法人法第十四条の規定の適用については、その任命の際現に東海国立大学機構の役員又は職員である者とみなす。

2 名古屋大学法人の理事又は監事であつた者（その最初の任命の際現に名古屋大学法人の役員又は職員でなかつた者であつて、かつ、施行日の前日につき岐阜大学法人の役員であつた者（その最初の任命の際現に岐阜大学法人の役員又は職員でなかつた者を除く。）又は職員であつた者に限り）が、引き続き東海国立大学機構の理事又は監事である場合における新国立大学法人法第十四条の規定の適用については、その任命の際現に東海国立大学機構の役員又は職員である者とみなす。この場合において、新国立大学法人法第十五条第五項後段の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十三条 附則第一条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

政府は、この法律の施行後五年を目途として、新私立学校法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行期日)

附 則（令和三年二月三日法律第二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（令和三年五月二一日法律第四一号）

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、附則第三条第一項、第四条、第六条第三項及び第四項並びに第十二条の規定は、公布の日から施行する。

(監事に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の国立大学法人法（以下「新国立大学法人法」という。）第十条第二項及び第二十四条第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に常勤である監事を置いていない国立大学法人等（国立大学法人法第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。以下この条において同じ。）については、当該国立大学法人等の監事のうち施行日以後最初に任期が満了する者の当該任期が満了するまでの間は、適用しない。

(施行日に始まる事業年度の業務運営に関する経過措置)

第三条 国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第三十二条第二項の規定は、施行日に始まる事業年度の業務運営に関する計画については、適用しない。

2 新国立大学法人法第三十二条の二第一項の規定は、施行日の前日に終了した事業年度（附則第五条第四項及び第五項において「最終事業年度」という。）についても、適用する。

(学長となるべき者の指名等に関する経過措置)

第四条 国立大学法人小樽商科大学、国立大学法人帯広畜産大学及び国立大学法人北見工業大学（以下それぞれ「小樽商科大学法人」、「帯広畜産大学法人」という。）及び「北見工業大学法人」という。）は、施行日前においても、これらの国立大学法人が協議して定める規程（第八項において「合同学長選考会議規程」という。）により、これらの国立大学法人にそれぞれ設けられた学長選考会議（国立大学法人法第十二条第二項に規定する学長選考会議をいう。以下この項において同じ。）の委員の中からそれぞれの学長選考会議において選出された者で構成される会議（以下の条において「合同学長選考会議」という。）を設けることができる。国立大学法人奈良教育大学及び国立大学法人奈良女子大学（以下それぞれ「奈良教育大学法人」と及び「奈良女子大学法人」という。）についても、同様とする。

2 文部科学大臣は、小樽商科大学法人、帯広畜産大学法人及び北見工業大学法人並びに奈良教育大学法人及び奈良女子大学法人がそれぞれ設けた合同学長選考会議の申出に基づいて、新国立大学法人法別表第一に規定する国立大学法人北海道国立大学機構（以下「北海道国立大学機構」という。）及び国立大学法人奈良国立大学機構（以下「奈良国立大学機構」という。）（以下「新法人」と総称する。）の学長（新法人がそれぞれ設置する国立大学の全部について新国立大学法人法第十条第四項に規定する大学総括理事（第六項及び第七項において単に「大学総括理事」という。）を置く場合にあつては、理事長。以下この条において同じ。）となるべき者をそれぞれ指名するものとする。ただし、当該指名の後に、当該指名された者が欠けた場合には、合同学長選考会議が改めて行う申出に基づいて、当該指名された者に代えて、新法人の学長となるべき者を指名するものとする。

3 前項の申出は、国立大学法人法第十二条第七項に規定する者のうちから合同学長選考会議により選考された者について、行うものとする。

4 第二項の規定により指名された学長となるべき者は、施行日において、新国立大学法人法の規定により、新法人の学長にそれぞれ任命されたものとする。

5 帯広畜産大学法人及び奈良女子大学法人の学長の任期は、第二項の規定により新法人の学長となるべき者が指名されたときは、国立大学法人法第十五条第一項の規定にかかわらず、施行日前に満了する。

6 合同学長選考会議は、施行日前においても、新国立大学法人法第十条第四項の規定の例により、新法人に大学総括理事を置くことを定め、同条第五項の規定の例により、文部科学大臣の承認を受けることができる。

7 前項の承認があつたときは、第二項の規定により指名された学長となるべき者は、施行日前においても、新国立大学法人法第十三条の二第一項の規定の例により、大学総括理事として任命し

ようとする者について、合同同学長選考会議の意見を聴き、文部科学大臣の承認を得ることができ

る。

8 合同学長選考会議規程においては、次に掲げる内容を定めるものとする。

一 合同学長選考会議を構成する者のうち、国立大学法人法第十二条第二項第一号に規定する委員の数は、合同学長選考会議の委員の総数の二分の一以上でなければならないこと。

二 合同学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定めること。

三 議長は、合同学長選考会議を主宰すること。

四 前三号に定めるものほか、合同学長選考会議の議事の手続その他合同学長選考会議に必要な事項は、議長が合同学長選考会議に諮つて定めること。

第五条 小樽商科大学法人及び北見工業大学法人並びに奈良教育大学法人（以下「解散法人」と総称する。）は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する法人（第四項及び第五項において「小樽商科大学法人等」という。）に係るものにあっては北海道国立大学機構が、奈良教育大学法人に係るものにあっては奈良国立大学機構が、それぞれ承継する。

第六条 小樽商科大学法人及び北見工業大学法人並びに奈良教育大学法人（以下「解散法人」と総称する。）は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する法人（第四項及び第五項において「小樽商科大学法人等」という。）に係るものにあっては北海道国立大学機構が、奈良教育大学法人に係るものにあっては奈良国立大学機構が、それぞれ承継する。

第七条 小樽商科大学法人が設置する北見工業大学法人は、この法律の施行の時において、それぞれ北海道国立大学機構が設置する小樽商科大学及び北見工業大学法人が設置する奈良教育大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機

第八条 小樽商科大学法人が設置する北見工業大学法人は、この法律の施行の時において、それぞれ北海道国立大学機構が設置する小樽商科大学及び北見工業大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機

第九条 小樽商科大学法人が設置する奈良教育大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機

第十条 小樽商科大学法人が設置する奈良女子大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機

第十一条 小樽商科大学法人が設置する奈良女子大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機

第十二条 小樽商科大学法人が設置する奈良女子大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機

第十三条 小樽商科大学法人が設置する奈良女子大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機

第十四条 小樽商科大学法人が設置する奈良女子大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機

第十五条 小樽商科大学法人が設置する奈良女子大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機

第十六条 小樽商科大学法人が設置する奈良女子大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機

第十七条 小樽商科大学法人が設置する奈良女子大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機

第十八条 小樽商科大学法人が設置する奈良女子大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機

第十九条 小樽商科大学法人が設置する奈良女子大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機

第二十条 小樽商科大学法人が設置する奈良女子大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機

第二十一条 小樽商科大学法人が設置する奈良女子大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機

第二十二条 小樽商科大学法人が設置する奈良女子大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機

第二十三条 小樽商科大学法人が設置する奈良女子大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機

第二十四条 小樽商科大学法人が設置する奈良女子大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機

第二十五条 小樽商科大学法人が設置する奈良女子大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機

第二十六条 小樽商科大学法人が設置する奈良女子大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機

第二十七条 小樽商科大学法人が設置する奈良女子大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機

第二十八条 小樽商科大学法人が設置する奈良女子大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機

第二十九条 小樽商科大学法人が設置する奈良女子大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機

第三十条 小樽商科大学法人が設置する奈良女子大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機

第三十一条 小樽商科大学法人が設置する奈良女子大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機

第三十二条 小樽商科大学法人が設置する奈良女子大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機

第三十三条 小樽商科大学法人が設置する奈良女子大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機

第三十四条 小樽商科大学法人が設置する奈良女子大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機

第三十五条 小樽商科大学法人が設置する奈良女子大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機

第三十六条 小樽商科大学法人が設置する奈良女子大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機

第三十七条 小樽商科大学法人が設置する奈良女子大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機

第三十八条 小樽商科大学法人が設置する奈良女子大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機

第三十九条 小樽商科大学法人が設置する奈良女子大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機

第四十条 小樽商科大学法人が設置する奈良女子大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機

（新法人への出資）

第六条 前条第一項の規定により新法人が解散法人の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、新法人が承継する資産の価額（同条第六項の規定により適用される新国立大学法人法第三十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるとき、又は政府以外の者から解散法人に出えられた金額があるときは、それらの金額に相当する金額の合計額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から新法人に対し出資されたものとする。この場合において、新法人は、その額により資本金を増加するものとする。

前項に規定する資産のうち、土地については、新法人が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で国立大学法人法附則第九条第三項に規定する文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。

前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（解散法人が設置する大学に関する経過措置）

第七条 小樽商科大学法人が設置する北見工業大学法人は、この法律の施行の時において、それぞれ北海道国立大学機構が設置する小樽商科大学及び北見工業大学法人は、この法律の施行の時において、それぞれ北海道国立大学機構が設置する小樽商科大学及び北見工業大学となるものとする。

前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（解散法人が設置する大学に関する経過措置）

第八条 小樽商科大学法人が設置する奈良教育大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機構が設置する奈良教育大学となるものとする。

前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（解散法人が設置する大学に関する経過措置）

第九条 小樽商科大学法人が設置する奈良女子大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機構が設置する奈良女子大学となるものとする。

前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（解散法人が設置する大学に関する経過措置）

第十条 小樽商科大学法人が設置する奈良女子大学法人は、この法律の施行の時において、奈良国立大学機構の適用に関する経過措置

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

（罰則の適用に関する経過措置）

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

（新法人への出資）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和五年一二月二〇日法律第八八号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（ただし、次号に掲げる規定を除く。）並びに附則第九条及び第十条の規定 令和六年四月一日

二 第一条中国立大学法人別表第一及び別表第二の改正規定並びに次条から附則第八条までの規定 公布の日

（東京工業大学法人と東京科学大学法人との関係） 第二条 国立大学法人東京工業大学（以下「東京工業大学法人」という。）は、この法律の施行の時ににおいて、第二条の規定による改正後の国立大学法人法（以下「新国立大学法人法」という。）となるものとする。

（東京医科歯科大学法人の解散並びにその権利及び義務並びに業務の東京科学大学法人への承継） 第三条 国立大学法人東京医科歯科大学（以下「東京医科歯科大学法人」という。）は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において、東京科学大学法人が承継する。

2 この法律の施行の際に東京医科歯科大学法人が有する権利のうち、東京科学大学法人がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時において国が承継する。3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 東京医科歯科大学法人の令和六年四月一日に始まる事業年度（以下この条において「最終事業年度」という。）は、東京医科歯科大学法人の解散の日の前日に終わるものとする。

5 東京科学大学法人のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）を含む国立大学法人法第三十一条第一項に規定する中期目標（以下この条において「中期目標」という。）の期間に係る同法第三十二条の二第二項及び第三項の規定による報告書の提出及び公表については、東京医科歯科大学法人の施行日の前日を含む中期目標の期間における同条第二項の報告書に記載すべき事項を含めて行うものとする。

6 東京科学大学法人の施行日を含む中期目標の期間における業務の実績についての国立大学法人法第三十二条の二第一項に規定する評価については、東京医科歯科大学法人の施行日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を考慮して行うものとする。

7 次に掲げる業務については、東京科学大学法人が行うものとする。

一 東京医科歯科大学法人の最終事業年度に係る準用通則法（国立大学法人法第七条第八項に規定する準用通則法をいう。第九項において同じ。）第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等に関する業務

二 東京医科歯科大学法人の最終事業年度における利益及び損失の処理

三 東京医科歯科大学法人の積立金の処分

8 前項第三号の積立金の処分は、施行日の前日において東京医科歯科大学法人の中期目標の期間が終了したものとして行うものとする。

9 第七項の規定により東京科学大学法人が行うものとされる同項各号に掲げる業務については、東京科学大学法人の行つた事業に係るこれらの業務とみなして、新国立大学法人法第十二条、第二十条第五項、第二十一条の五（新国立大学法人法第二十一条の九第三項において準用する場合を含む。）、第三十二条、第三十六条及び第四十条並びに準用通則法第三十八条、第三十九条及び第四十四条（第一項本文及び第二項に限る。）の規定を適用する。この場合において、新国立大

学法人法第三十二条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「国立大学法人東京科学大学の国立大学法人法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十八号）」の施行の日を含む」と、「当該次の」とあるのは「当該」と、準用通則法第三十八条第一項中「毎事業年度」とあるのは「東京医科歯科大学法人（国立大学法人法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十八号）附則第三条第一項に規定する東京医科歯科大学法人をいう。第四十四条第一項及び第二項において同じ。）」の最終事業年度（同法附則第三条第四項に規定する最終事業年度をいう。以下この条並びに第四十四条第一項及び第二項において同じ。）」と、「当該事業年度」とあるのは「当該最終事業年度」と、同条第二項中「事業年度」とあるのは「最終事業年度」と、準用通則法第四十四条第一項及び第二項中「毎事業年度」とあるのは「東京医科歯科大学法人の最終事業年度」と、同項中「前項の規定による積立金」とあるのは「最終事業年度より前の事業年度において東京医科歯科大学法人が積み立てた積立金」とする。

10 第一条の規定により東京医科歯科大学法人が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（東京科学大学法人への出資）

第四条 前条第一項の規定により東京科学大学法人が東京医科歯科大学法人の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、東京科学大学法人が承継する資産の価額（同条第九項の規定により読み替えて適用される新国立大学法人法第三十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるとき、又は政府以外の者から東京医科歯科大学法人に出えんされた金額があるときは、それらの金額に相当する金額の合計額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から東京科学大学法人に対し出資されたものとする。この場合において、東京科学大学法人は、その額により資本金を増加するものとする。

2 前項に規定する資産のうち、土地については、東京科学大学法人が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で国立大学法人法附則第九条第三項に規定する文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。

3 第一条に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に係る必要な事項は、政令で定める。

（東京科学大学法人の学長となるべき者の指名等に関する特例）

第五条 国立大学法人法第十二条第一項及び第二項の規定にかかるわらず、東京医科歯科大学法人及び東京工業大学法人は、施行日前に東京科学大学法人の学長となるべき者を選考し、文部科学大臣に申し出るためには、東京医科歯科大学法人及び東京工業大学法人が協議して定める規程（第八項において「合同学長選考会議規程」という。）により、これらの国立大学法人にそれぞれ設けられた学長選考・監察会議（同条第二項に規定する学長選考・監察会議をいう。以下この項において同じ。）の委員の中からそれぞれの学長選考・監察会議において選出された者で構成される会議（以下この条において「合同学長選考会議」という。）を設けることができる。

2 文部科学大臣は、合同学長選考会議の申出に基づいて、東京科学大学法人の学長となるべき者を指名するものとする。ただし、当該指名の後に、当該指名された者が欠けた場合には、合同学長選考会議が改めて行う申出に基づいて、当該指名された者に代えて、東京科学大学法人の学長となるべき者を指名するものとする。

3 前項の申出は、国立大学法人法第十二条第六項に規定する者のうちから合同学長選考会議により選考された者について、行うものとする。

4 第二項の規定により指名された東京科学大学法人の学長となるべき者は、施行日において、新国立大学法人法の規定により、東京科学大学法人の学長（第六項及び第七項並びに国立大学法人法第十三条の二第一項の規定により同法第十条第四項に規定する大学総括理事（第六項及び第七項において「大学総括理事」という。）を置く場合にあつては、理事長）に任命されたものとする。

国立大学法人滋賀医科大学	京都大学	滋賀医科大学
国立大学法人京都教育大学	京都教育大学	京都府
国立大学法人京都芸術織維大学	京都芸術織維大学	京都府
国立大学法人大阪大学	大阪大学	大阪府
国立大学法人大阪教育大学	大阪教育大学	大阪府
国立大学法人兵庫教育大学	兵庫教育大学	兵庫県
国立大学法人神戸大学	神戸大学	兵庫県
国立大学法人奈良国立大学機構	奈良教育大学	奈良県
国立大学法人和歌山大学	和歌山大学	和歌山县
国立大学法人鳥取大学	鳥取大学	鳥取県
国立大学法人島根大学	島根大学	島根県
国立大学法人岡山大学	岡山大学	岡山县
国立大学法人広島大学	広島大学	広島県
国立大学法人山口大学	山口大学	山口県
国立大学法人徳島大学	徳島大学	徳島県
国立大学法人鳴門教育大学	鳴門教育大学	鳴門市
国立大学法人香川大学	香川大学	香川県
国立大学法人愛媛大学	愛媛大学	愛媛県
国立大学法人高知大学	高知大学	高知県
国立大学法人福岡教育大学	福岡教育大学	福岡県
国立大学法人九州工業大学	九州工业大学	福岡県
国立大学法人佐賀大学	佐賀大学	佐賀県
国立大学法人長崎大学	長崎大学	長崎県
国立大学法人熊本大学	熊本大学	熊本県
国立大学法人大分大学	大分大学	大分県
国立大学法人宮崎大学	宮崎大学	宮崎県
国立大学法人鹿児島大学	鹿児島大学	鹿児島県
国立大学法人鹿屋体育大学	鹿屋体育大学	鹿屋市
国立大学法人琉球大学	琉球大学	沖縄県
国立大学法人政策研究大学院大学	政策研究大学院大学	東京都
国立大学法人総合研究大学院大学	総合研究大学院大学	神奈川県
国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学	北陸先端科学技術大学院大学	石川県
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学	奈良先端科学技術大学院大学	奈良県
備考	大学	大学
一 政策研究大学院大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学及び奈良先端科学技術大学院大学は、学校教育法第百三条に規定する大学とする。 二 総合研究大学院大学は、大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人を設置する国立大学法人の緊密な連係及び協力の下に教育研究を行うものとする。 三 第一欄に掲げる国立大学法人が指定国立大学法人又は指定研究開発法人を設置する国立大学法人(次号及び第五号において「指定国立大学法人等」という。)である場合における当該国立大学法人	四	四

に対するこの表の適用については、当該国立大学法人の項の第四欄の理事の員数は、同欄に掲げる數に二（当該国立大学法人が一人以上の非常勤の理事（学外者が任命されるものに限る。）を置く場合にあつては、三）を加えた数とする。

四 この表の各項の第四欄に掲げる理事の員数が二人である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人（当該国立大学法人が指定国立大学法人等である場合を除く。）が一人以上の非常勤の理事を置く場合における当該国立大学法人に対するこの表の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中二二」とあるのは、「三一」とする。

五 この表の各項の第四欄に掲げる理事の員数が四人以上である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人（当該国立大学法人が指定国立大学法人等である場合を除く。）が一人以上の非常勤の理事（学外者が任命されるものに限る。）を置く場合における当該国立大学法人に対するこの表の適用について、それぞれ当該各項の第四欄中二二」とあるのは、「五」と、「五」とあるのは、「六」と、「六」とあるのは、「七」と、「七」とあるのは、「八」と、「八」とあるのは、「九」とする。